

様式第1号(第2条の6関係)(裏面)

この検査証を所持する者は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第43条(石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定により、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入って、関係者に対して質問し、又は帳簿書類の検査をすることができる。